

業 務 委 託 契 約 書 (案)

委託業務名 善通寺市衛星写真撮影業務

委託者善通寺市（以下「委託者」という。）と （以下「受託者」という。）
とは、頭書の業務について次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれ
を履行するものとする。

（総則）

第1条 委託者は、別紙仕様書に基づき頭書の業務（以下「委託業務」という。）を受
託者に委託する。

（委託料）

第2条 委託業務に対する委託料は、 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
とする。

（委託期間）

第3条 委託業務の期間は、令和7年 月 日から令和7年12月19日までとす
る。

（履行義務）

第4条 委託者は、その企画する計画に基づいて、受託者の業務遂行に必要な事項一切
を遅滞なく受託者に提示し、受託者は、これによって委託業務を必要な期限内に完了
しなければならない。

（権利義務の譲渡）

第5条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継さ
せてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときはこの限り
でない。

（委託業務の調査等）

第6条 委託者は、必要があるときは、受託者に対して委託業務の処理状況につき調査
をし、又は報告を求めることができる。

（業務内容等の変更等）

第7条 委託者は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時
中止することができる。この場合において委託料又は履行期限を変更する必要がある
場合は、委託者と受託者が協議をして書面によりこれを定める。

（損害のために必要を生じた経費の負担）

第8条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 受託者は、本業務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(検査及び引渡し)

第10条 受託者は、委託業務を完了したときは、その旨を速やかに書面により委託者に通知するとともに委託業務の成果品を提出しなければならない。

2 委託者は、前項の成果品の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、検査に合格した日をもって成果品の引渡しが完了したものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、受託者は、委託者の指示する期間内にこれを補正して委託者の検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、委託者が受託者から補正を完了した旨の報告を受けた日から起算する。

(委託料の支払)

第11条 受託者は、委託業務の成果品を委託者に引き渡したときは、委託者に対して委託料の支払を請求するものとする。

2 委託者は、前項の支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 委託者の責に帰する理由により支払の遅延があったときは、委託者は受託者に損害金を支払うものとする。

4 前項の損害金は、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づくものとする。

(期限の延長)

第12条 受託者は、その責に帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、委託者に対して遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。この場合において、委託者は、その申し出を相当と認めたときは、これを承認することができる。

2 受託者の責に帰する理由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、委託者は、履行期限経過後に完了する見込みがあると認めたときは、受託者から損害金を徴して履行期限を延長することができる。

3 前項の損害金は、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に基づくものとする。

(委託者の解除権)

第13条 委託者は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

(1) 受託者の責に帰すべき事由によりこの契約に違反したとき。

(2) 受託者が委託期間内又は委託期間後相当の期間内にこの契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 前各号のほか、受託者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害が生じたときは、受託者はその損害を賠償しなければならない。

3 第1項の規定により、契約を解除した場合において、委託者は必要があるときは既済業務部分の引渡しを受託者に請求できるものとする。この場合において、委託者はその既済業務部分に対する契約金額相当額を支払うものとし、支払額は委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(受託者の解除権)

第14条 受託者は、委託者がこの契約に違反し、その違反によって委託業務を完了することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

(追完請求権又は委託料減額請求権)

第15条 第7条第2項に規定する検査合格後、成果物（委託業務の履行過程において得られた記録等を含む。）に不適合があることが判明した場合、委託者は、受託者に対し、期限を指定して履行の追完を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定は、委託者の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項に規定する場合において、その不適合が委託者の提供した資料等の性質又は委託者の与えた指示によって生じたものであるときは、委託者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、受託者がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

4 第1項に規定する場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、その不適合を理由として、履行の追完の請求、委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、第10条第1項の規定により業務完了報告書を委託者に提出した時において、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約外の事項)

第16条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて委託者と受託者が協議してこれを定めるものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約の違反その他この契約に関連して生じる一切の争いについては、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 年 月 日

委 託 者 香川県善通寺市文京町二丁目 1 番 1 号
善通寺市
善通寺市長 辻 村 修 印

受 託 者

印